

京都市立芸術大学大学院学則

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年3月7日一部改正)

(平成27年3月31日一部改正)

目次

第1章 総則（第1条～第10条）

第2章 学年、学期、休業日、修学年限等（第11条～第15条）

第3章 入学、留学、休学、退学等（第16条～第28条）

第4章 授業（第29条～第31条）

第5章 課程の修了及び学位（第32条・第33条）

第6章 委託生、研究生、聴講生及び外国人留学生（第34条～第38条）

第7章 賞罰（第39条・第40条）

第8章 教員の免許状（第41条）

第9章 補則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 京都市立芸術大学大学院（以下「本大学院」という。）は、芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

（研究科）

第2条 本大学院に次の研究科を置く。

美術研究科

音楽研究科

（課程）

第3条 研究科における課程は、修士課程及び博士（後期）課程とする。

2 各研究科修士課程及び博士（後期）課程の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1） 美術研究科修士課程は、独創的で多様な研究を背景に、幅広い視野の下に専

門性を深め、もって高度な創造・研究能力を有する人材を養成し、国内外の芸術文化に貢献することを目的とする。

- (2) 美術研究科博士（後期）課程は、専門分野についての理論的な考察と実践によって次世代を担う芸術家及び研究者を養成し、また高度な創造と研究を通して、国内外の芸術文化に貢献することを目的とする。
- (3) 音楽研究科修士課程は、個性を尊重し創造性を育む高度に専門的な音楽芸術の研究と教育を行い、音楽の専門的知識を生かして社会で幅広く活躍しうる優れた音楽家や研究者を育成し、国内外の芸術文化に貢献することを目的とする。
- (4) 音楽研究科博士（後期）課程は、高度で専門的な音楽芸術の研究を行い、世界的に活躍しうる音楽家、音楽学者を育成し、国内外の芸術文化に貢献することを目的とする。

（専攻及び収容定員）

第4条 研究科の専攻及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

（研究科委員会）

第5条 研究科に、研究科の教育研究及び運営に関する重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する教授、准教授及び講師をもって組織する。
- 3 研究科委員会において必要と認めた場合は、前項に掲げる者以外の者を研究科委員会に出席させて意見を述べさせることができる。

（審議事項）

第6条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 研究科の学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 研究科の教育課程の編成に関する事項
 - (4) 研究科の教育研究についての教員の業績審査及び法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長」

等」という。)がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの
 - (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
 - (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
 - (4) 大学院の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
 - (5) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
 - (6) 学長から研究科長に付議された教員の人事に関する事項
 - (7) 学生の円滑な修学を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (8) 研究科の学生の在籍に関する事項
 - (9) 研究科長の候補者の選出に関する事項
 - (10) 研究科の学生の賞罰に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項
- (委任)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、研究科及び研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の額)

第8条 授業料、委託料、入学考查料及び入学期料(以下「授業料等」という。)の額は、別に定める額とする。

(授業料及び委託料の納期)

第9条 授業料及び委託料は、前期分にあっては当該年の4月30日までに、後期分にあっては、当該年の10月31日までに納付しなければならない

2 前項の規定による納期の末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日を納期の末日とする。

(委任)

第10条 前2条に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限等

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第3号の休業日は、別に定める。

3 学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は第1項の休業日を変更することができる。

(修業年限)

第14条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 博士（後期）課程の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第15条 学生は、修士課程にあっては3年、博士（後期）課程にあっては5年を超えて在学することができない。

2 前項の期間には、休学の期間を算入しない。

第3章 入学、留学、休学、退学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第17条 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに

該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院が定める単位を優れた成績をもって修得したと認める者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者
- 2 博士（後期）課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 学校教育法第104条第1項の規定により修士の学位を授与された者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認める者

（入学の出願）

第18条 本大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、別に定めるところにより学長に願書を提出しなければならない。

（入学試験）

第19条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関し必要な事項は、別に定める。

（入学許可等）

第20条 入学試験に合格した者は、学長が指定する期日までに、入学料を納付し、かつ、誓約書その他別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学料を納付し、かつ、書類を提出した者に対し、入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第21条 学長は、本大学院を退学した者で再入学を志願する者又は他の大学の大学院から転入学を志願する者については、選考のうえ、入学を許可することができる。

(他の学校への転学及び入学)

第22条 他の学校へ転学又は入学を志願する学生は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第23条 本学が学生の留学に関して協定又は認定した外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする学生は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間中に履修した授業科目及び修得した単位の認定については、別に定める。

(休学)

第24条 病気その他やむを得ない理由により90日以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気のため修学することが不適当と認められる学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 前2項の休学の期間は、1年を越えることができない。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、休学の期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して修士課程において2年、博士（後期）課程において2年を超えることができない。ただし、休学の理由が、前条第1項の規定によらずに、外国の大学で学修して修士又は博士の学位を取得するためであり、かつ、学長が教育研究上有益であると認める場合に限り、通算して修士課程において4年以内、博士（後期）課程において6年以内で休学期間の延長を認めることができる。

(復学)

第25条 休学中の学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第27条 学長は、次の各号の一つに該当する学生を除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (2) 在学年限を超えた者
- (3) 休学の期間満了後も修学することができない者
- (4) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (5) 死亡又は行方不明の者

(入学等の許可)

第28条 この章に定める入学、再入学、転入学、他の学校への転学又は入学、留学、休学、復学、退学に関する学長の許可は、研究科委員会の議を経て行う。

第4章 授業

(授業科目及び単位数)

第29条 研究科において開設する授業科目及びその単位数は、別に定める。

(単位修得の認定)

第30条 学長は、授業科目を履修した学生に対しては、認定のうえ、単位を与える。

- 2 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、その方法は、別に定める。
- 3 入学、再入学又は転入学以前に履修した授業科目及び修得した単位の認定については、別に定める。

(研究指導)

第31条 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文又は博士論文の作成等にあたっては、担当教員による指導（以下「研究指導」という。）を受けなければならぬ。

第5章 課程の修了及び学位

(課程の修了)

第32条 学長は、学生が本大学院の修士課程に2年以上在学し、別に定めるところにより単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したときは、本大学院の修士課程の修了を認定するものとする。

- 2 学長は、学生が本大学院の博士（後期）課程に3年以上在学し、別に定めるところにより単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格したときは、本大学院の博士（後期）課程の修了を認定する

ものとする。

3 前2項の審査及び最終試験については、別に定める。

(学位の授与)

第33条 本大学院の修士課程を修了した者に対しては修士の学位を、博士（後期）課程を修了した者に対しては博士の学位を、別に定めるところにより授与する。

2 前項の規定にかかわらず、博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士（後期）課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し、博士の学位を授与する。

第6章 委託生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(委託生)

第34条 学長は、本大学院修士課程において研修することについて国、地方公共団体又は他の教育機関から委託された者（外国人を除く。）があるときは、本大学院修士課程における教授及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

(研究生)

第35条 学長は、本大学院において、特定の事項について当該事項を専門とする教員の指導を受けて研究することを志願する者があるときは、本大学院における教授及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第36条 学長は、本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本大学院における教授及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第37条 学長は、本大学院において研修することについて、国、地方公共団体若しくは他の教育機関から委託された外国人又は本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する外国人があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(委任)

第38条 前4条に定めるもののほか、委託生、研究生、聴講生及び外国人留学生

に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を研究科委員会及び教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、教育上必要があると認めるとときは、学生に対し、研究科委員会及び教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が正常でない者
- (4) その他この規則若しくはこれに基づく定め若しくは処分に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められる者

第8章 教員の免許状

(教員の免許状)

第41条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の授与の所要資格を有し、かつ、本大学院修士課程において、当該所要資格の免許教科に係る教育職員免許法施行規則第4条第1項又は第5条第1項の表に掲げる単位を修得した者が受けることができる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 補則

(改正等)

第42条 この規則及びこの規則において別に定めることとされている事項に係る重要な規程の制定又は改廃は、法人の経営に関する部分については経営審議会の審議及び理事会の議決、それ以外は研究科委員会及び教育研究審議会の審議並びに理事会の議決を経て、学長が行う。

(施行細則)

第43条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行
に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（抄）

（施行期日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

研究科	修士課程			博士（後期）課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
美術研究科	絵画専攻	26	52	美術専攻	16	48
	彫刻専攻	5	10			
	デザイン専攻	9	18			
	工芸専攻	13	26			
	芸術学専攻	3	6			
	保存修復専攻	2	4			
	計	58	116			
音楽研究科	作曲・指揮専攻	3	6	音楽専攻	5	15
	器楽専攻	10	20			
	声楽専攻	5	10			
	音楽学専攻	3	6			
	日本音楽研究専攻	3	6			
	計	24	48			
合計		82	164		21	63

別表第2（第41条関係）

区分		教員の免許状の種類（教科）
美術研究科	絵画専攻	中学校教諭専修免許状（美術）
		高等学校教諭専修免許状（美術）
	彫刻専攻	中学校教諭専修免許状（美術）
		高等学校教諭専修免許状（美術）
	デザイン専攻	中学校教諭専修免許状（美術）
		高等学校教諭専修免許状（美術）
		高等学校教諭専修免許状（工芸）
	工芸専攻	中学校教諭専修免許状（美術）
		高等学校教諭専修免許状（工芸）
	芸術学専攻	中学校教諭専修免許状（美術）
		高等学校教諭専修免許状（美術）
音楽研究科	作曲・指揮専攻	中学校教諭専修免許状（音楽）
		高等学校教諭専修免許状（音楽）
	器楽専攻	中学校教諭専修免許状（音楽）
		高等学校教諭専修免許状（音楽）
	声楽専攻	中学校教諭専修免許状（音楽）
		高等学校教諭専修免許状（音楽）
	音楽学専攻	中学校教諭専修免許状（音楽）
		高等学校教諭専修免許状（音楽）